令和3年4月23日公表

監査公表第3号(令和3年4月23日、県公報第194号登載)

包括外部監査結果に基づく措置通知(令和元年度)

監査公表第3号

令和2年5月22日付けで公表した、包括外部監査人工藤重之が実施した「教育施策に関する財務事務の執行について」に関する包括外部監査の結果に基づき、教育委員会教育長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年4月23日

福岡県監査委員 藤山 泰三

同 世利 洋介

同 森 行一

同 長 裕海

2 教財第1271号 令和3年3月31日

福岡県監査委員藤山泰三様同世利洋介様同森行一様同長裕海様

福岡県教育委員会教育長

令和元年度包括外部監査の結果に係る措置について(通知)

このことについて、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

講じた措置等 監査の結果及び意見 総括的又は重要性の高い監査の結果(指摘)及び (1) ① (結果)教育施策実施計画に係る説明責任の強化 について 本監査において、教育施策実施計画並びに翌年 県民にとって有用性が高く、分かりやすいものとす 度に実施された点検及び評価の内容を検討したと るため、以下の措置を講じた。 ころ、成果となる「指標」の設定基準・根拠の明確性 (1)令和2年度教育施策実施計画においては、「重 などに関して課題が見受けられたため、県民にとっ 点的に取り組む事業」についての予算概要を、令和 て有用性が高く、かつ分かりやすい内容へ修正し、 2年5月発行の教育委員会広報誌「教育福岡(4、5 その説明責任を強化する必要がある。 月号) に掲載した。 令和3年度教育施策実施計画においては、上記 具体的には、県は、各項目について次の対応を 検討すべきである。 予算概要を巻末に掲載することとした。 対応(1) 教育施策実施計画に記載されている「主な 取組・事業」と実際に「各課で実施されている事業 及び予算」との関連性、整合性について、県民への (2)令和3年度実施計画策定において、「重点的に 説明責任、透明性の確保の観点から、教育施策実 取り組む事業」の説明の記載を修正することとした。 施計画に一覧表形式等により掲載することが望まし 対応(2) 教育施策実施計画における「重点事業」に (3)教育施策実施計画における「指標」及び「指標」 ついては、県民への説明責任、透明性の確保の観 に設定している目標値の数値は、福岡県総合計画 点から、「重点事業」とした設定基準及び根拠を明 に準じて設定している。 確にする必要がある。このため、県は、教育施策実 令和3年度から次期福岡県総合計画策定に向け 施計画に「重点事業」の考え方や説明等を記載す 見直しを行う予定であり、教育施策実施計画におけ ることが必要である。 る「指標」の設定基準及び設定の根拠の掲載につ 対応(3) 県民への説明責任、透明性の確保の観点 いても併せて見直しを検討することとした。 ハード面に関する取組・事業の指標の設定につい から、教育施策実施計画における「指標」の設定基 準及び設定の根拠を明確にする必要がある。また、 て、令和2年度教育施策実施計画策定において 「指標」に設定されている目標値の数値について は、県立学校における大型提示装置の整備につい も、設定根拠を明確にする必要がある。さらに、学校 て新たに指標を設定した。 施設等ハード面に関する取組・事業についても、可 令和3年度教育施策実施計画策定においては、 能な限り「指標」を設定することが望ましい。 県立学校におけるタブレット型パソコンの整備につ 対応(4) 各施策の点検及び評価における4段階評 いて新たに指標を設定することとした。 価の意味のうち、「▲目標達成のためには、取組の 抜本的改善が必要である。」については、どのような 場合に該当するか可能な限り具体的な基準を設け (4)令和元年度の点検評価作成において、全体の るべきである。 指標を種類ごとに整理し、4段階評価の「△目標達 成に向けて、取組の強化が必要である。 |及び「▲ 目標達成のためには、取組の抜本的改善が必要で ある。」について、新たに定量的な基準を設け指標 の達成状況を評価した。

講じた措置等

② (意見)県が関与する団体等との取引、行為等に係る内部統制の構築について

複数の監査の結果及び意見が記載されたことは、 県は、県が関与する団体等との取引、行為等において生じる財務事務に関するリスクに対して認識が 弱く、適切な内部統制が構築されていないためと考 えられる。

県は、県が関与する団体等との取引、行為等について、組織目的の達成を阻害する事務上の要因を リスクとして識別及び評価し、対応策を講じるという 内部統制を構築することが望ましい。

教育委員会における財務事務に係る内部統制の 取組については、国の「地方公共団体における内 部統制制度の導入・実施ガイドライン」や知事部局 から提供された取組等の情報を踏まえた上で、財務 事務が適切に行われるよう検討を行っている。

③ (意見)教職員の長時間勤務改善に向けた取組の 状況について

取組指針に基づいた長時間勤務の改善に向けた 取組の結果、県立高校全体の超過勤務時間の状 況については、改善傾向にあると考えられる。

一方で、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」による1月当たりの超過勤務時間の上限の目安時間やいわゆる「過労死ライン」と比較すると、依然として深刻な状況がうかがえる。

県は、例えば各学校の特色や教職員個人の事情に応じた深度ある原因分析を通じて、各学校における業務量の多寡を適切に把握し、教職員の定数配置の見直しを行うなどして、超過勤務時間の削減につなげることが望ましい。

教職員の定数については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律により、学級数に応じて配置されるものであることから、業務量の多寡に応じて一定の配慮はしているが、抜本的に配置を見直すことは困難である。

よって、学校管理職がリーダーシップを発揮し、適切な業務マネジメントを実施することで、校内での業務の平準化を図るとともに、平成30年3月に策定した「教職員の働き方改革取組指針」を令和2年3月に改定し、令和2年12月に福岡県立学校管理規則の改定において、教育職員の時間外在校等時間の上限を定めるなど、業務改善が推進されるよう働きかけを行い、各学校の実情に応じた取組を進めている。

監 査 の 結 果 及 び 意 見	講じた措置等
血 重 の 船 未 及 の 息 兄 (1) 福岡県学力向上推進計画に基づく学力向上総合 推進事業の実施<重点事業 1>	調した相 恒 寺
ア ふくおか学カアップ推進費	
① (結果)ふくおか学力向上推進事業等補助金に係る 適切な事業実施報告書の作成指導について	
県は、補助事業者による補助対象事業の適切な 実施を確認するために、補助事業者から提出される 事業実施報告書について、「実施事業の内容」及び 「事業の成果」の記載については、補助対象事業に 関連付けて記載するよう求める必要がある。 また県は、補助事業者による補助対象経費の支 出の適切性を確認するため、支出がどの補助対象 事業に対して支出されたのか明確にするよう補助対 象事業者に求めるとともに、必要に応じて領収書等 の支出証憑との照合を実施することが望まれる。	令和2年度から補助事業者に対し、実績報告書の提出依頼を行う際に、補助対象事業に関連した実績報告書の記載を求めるとともに、支出に疑義が生じた場合等には必要に応じて支出証拠書類等を確認し、支出内容の正確な把握を行うこととした。 【全庁的な取組】 令和2年度に財政課において、本結果の内容を含め、福岡県財務規則に則った補助金事務の適正な執行について、改めて文書にて注意喚起を行った。
② (結果)派遣した非常勤講師の勤務実態に係る確認の徹底について	
北九州教育事務所では、給与計算を行うごとに「非常勤講師等勤務時間実績整理簿」の正確性の確認(例えば出勤簿との照合など)を実施していない。 その結果、「非常勤講師等勤務時間実績整理簿」の勤務実績時間に誤りがあった場合、誤りに気が付くことなく給与を支給する可能性がある。教育事務所は学校における学校長及び担当者による「非常勤講師等勤務時間実績整理簿」の確認作業の徹底に関して更なる指導を行うことに(サンプルベースでも)出勤簿との照合を行うなど「非常勤講師等勤務時間実績整理簿」の正確性を確認する必要がある。また、確認した結果を書面で残しておくことが望ましい。 なお、本意見に関しては、現地調査を実施した北	令和2年11月に各教育事務所に指導を行い、「非常勤講師等勤務時間数実績整理簿」と出勤簿の照合を行う等、適正な事務処理を徹底することとした。

③ (意見)学力調査の分析手法の検討・研究について

平均値による分析は、全体の状況を概括的に把握したり、全体の中での位置を把握したりする場合には有効である。

一方で、平均値による分析では、個人(もしくは地区)の正答率が絶対値では上昇していても平均値を下回っていれば評価されず、また、全体の平均正答率が上昇している局面では個人(もしくは地区)の正答率が上昇した場合でも上昇率次第では評価されない。その結果、絶対値としては学力が伸びていてもモチベーションが保たれない可能性がある点に留意が必要である。

そのため、県は平均値による比較分析以外の方 法による分析の手法についても、検討・研究を行うこ とが望まれる。

講じた措置等

学力調査の分析の検討・研究については、令和元年度作成した、平成31年度(令和元年度)全国学力・状況調査福岡県学力調査調査結果報告書にて、これまでにはなかった、学力層に応じた分析を新たに取り入れた。

また、実効性のある検証改善サイクルの確立や授業改善に資するため、埼玉県にて、ひとりひとりの伸びをみる学力調査の実施や分析の取組を視察し、その結果報告を指導主事等研修会で行い、情報の共有を図った。

このように、前年度までの調査分析の結果を踏まえ、新たな分析手法の取入や検討を行い、今後も、 視察にて得た情報等を参考に新たな分析手法の検 討を行う。

④ (意見)学力調査委託業務に係る再委託の整理の 必要性について

県は、受託者が問題作成の体制構築の一環として、外部の専門家を問題作成委員会のメンバーとすることが契約上の再委託に該当するかどうかについて整理を行った上で、取扱いを文書化しておくことが望まれる。

その上で、再委託に該当するのであれば、契約書において要求されている再委託の承認手続きを行う必要があると考えられる。

令和2年度の契約の際は再委託に該当するかの 疑義は生じなかった。

今後、契約の際に疑義が生じた場合は、受託者が問題作成の体制構築の一環として、外部の専門家を問題作成委員会のメンバーとすることが契約上の再委託に該当するか整理を行い、取扱いを文書化することとした。

(2) 主体的・対話的で深い学び推進事業の実施<重点事業2>

ア 主体的・対話的で深い学び推進費

① (意見)成果報告書の記載内容について

県は、受嘱した事業の成果を取りまとめるに当たっては、教育支援機構の委嘱要項で求められている 記載内容を考慮し、事業の効果や課題等を整理して、より効果的な事業の実施に活かすことが望まれる。

また、受嘱先に対して、委嘱要綱で求められている内容を踏まえて必要十分な成果報告書を作成することが望まれる。

高校教育課所管事業については、平成27年度から平成30年度まで、独立行政法人教職員支援機構「新たな学びに関する教員の資質能力向上のためのプロジェクト」の研究指定を受け、事業に取り組んできたところであるが、令和元年度からは県独自の事業となっている。

今後、同様の事業があった場合には、事業の効果や課題等の観点を踏まえ事業を実施するとともに、委嘱要項に則った成果報告書の作成を徹底する。また、令和元年度以降は、研究開発校での研究成果の報告書を活用しながら、事業効果の検証や課題の改善等に積極的に取り組んでいくこととした。

講じた措置等 監査の結果及び意見 (3) 福岡県体力向上総合推進事業の実施<重点事業 ア 福岡県体力向上総合推進事業費 ① (意見)部活動指導員の拡充へ向けた取組の強化 について 県は、本事業の有用性を踏まえ、部活動指導員の 令和元年度までにも、日本スポーツ協会による全 国における地域指導者としての登録システムがあっ 人材確保について、具体的な対応策を実施するこ とが望ましい。 たがあまり活用できていなかった。 例えば、東京都や茨城県では、部活動指導員の 令和2年4月から部活動指導員は会計年度任用職 登録制事業を行っている。これらを参考に、県にお 員として位置づけられたため、県としての登録制募 いても部活動指導員の登録制度等の取組を実施す 集を行っている。 ることが考えられる。 今後も、さらなる人材確保ができるよう他県の取組 状況等の情報収集を行っていく。 イ ふくおかスポーツ振興プロジェクト費 ① (結果)見積依頼に係る適切な事務処理について 見積書が2通となった経緯を示す文書は残されて 見積書が2通となった経緯を示す文書を作成し、 文書の処理経過がわかるようにした。 いないものの、県からの回答から判断すると、2通目 の見積書は平成30年度の見積書様式に書類を形 また、改めて令和元年8月に所属長から職員に対 式的に整えるための提出であり、見積金額が2通と しての指導を行い、今後も引き続き福岡県文書管理 も同額である点も合わせ、1通目の見積書が正当な 規程に基づく文書事務の適正な処理を行うよう徹底 見積書と考えられる。 することとした。 その場合、書類の日付を確認する限り、事前伺い の決裁前に見積書を入手したこととなり、見積依頼 に係る事務手続きが適正に行われていないこととな る。 また、福岡県文書管理規程によれば、事務の処理 は文書をもって行うことが原則であり、常に文書の処 理経過は明らかにしておかなければならない。この ため、県は文書管理及び見積依頼に係る事務を適 正に行う必要がある。 本事例の場合、見積書が2枚となった経緯等を文 書で残す必要がある。また、所属長は、文書事務が 適正に処理されるよう職員を指導監督する必要があ る。 ② (結果)見積通知書に係る適切な事務処理について 事務の処理過程を明らかにした文書から判断する 改めて令和元年8月に所属長から職員に対しての と、事前伺いの決裁前に見積通知書を送付した可 指導を行い、今後も引き続き福岡県文書管理規程 能性を否定できない。 に基づき、適切にかつ迅速に処理するよう徹底する 福岡県文書管理規程によれば、文書の処理は正 こととした。 確かつ迅速に行う必要がある。このため、県は適切 な文書管理及び見積依頼に係る事務を行う必要が ある。 また、所属長は、文書事務が適正に処理されるよ

う職員を指導監督する必要がある。

③ (結果)委託事業に係る事業内容の適切な検査について

本委託業務は、県内市町村及び視覚特別支援体育大会において合計 23 回の開催が予定されていたが、受託業者から提出された実施報告書によれば、合計 20 回の開催が記載されており、仕様書記載回数に比べて3回少ない。実施報告書には開催回数が少ない理由等の記載はなく、また、県が作成した検査調書にも開催回数が少ない理由、その内容で問題が無いか等の記載はない。

県からの回答によれば、開催回数が少なくなった 理由は雨天により中止になったものであり、その分、 他の派遣事業の開催を充実しており問題ないとのこ とである。

しかし、文書を査閲する限りにおいて、その回答内容は具体的に文書に記載されておらず、仕様書記載の要件を満たした事業が実施されたのか明確でなく、県による業務の検査も適切に実施されたのか疑念も生じかねない。

県は、仕様書の内容に基づき受託業者に対して、 開催回数が減少した理由、他の派遣事業の開催を 充実している場合はその具体的内容等を実施報告 書に記載することを求めるとともに、事業の実施結 果を詳細に検査し、仕様書記載内容と実施結果が 異なる場合は、その旨、その内容で問題ないか等を 検査調書等に記載する必要がある。

講じた措置等

平成30年度の業務委託については、改めて仕様 書の内容と実施結果が相違する理由の記載を求めた。

また、今後仕様書記載内容と実施結果が異なることが生じた場合は、理由を記載した実績報告書を提出してもらうとともに、それを踏まえた業務完了検査を行い、検査結果についても明記することとした。

④ (意見)県業務と任意団体業務の明確な区分、及び 適切な文書事務の徹底について

県で作成された「オリンピック・パラリンピック・ムーブメント調査研究事業」に関する文書ファイルを査閲したところ、実行委員会で起案された文書が県の文書に混在して綴じられていた。

実行委員会は任意団体であり、県の文書と実行委員会の文書が混在している場合、委託者と受託者が適切に区別されていないのではないか、県の事業と実行委員会の事業が混同されており事業の実施主体が曖昧ではないかといった疑念を招きかねない。

このため、県は、実行委員会の業務と県の業務の 混同を避けるとともに、実行委員会と県の文書ファイルを明確に区分し、適切な文書事務を徹底すること が望ましい。

県の業務と実行委員会の業務を明確化し、事業 の実施主体が曖昧にならないようにする。

また、改めて文書の整理を行い、適切に管理するようにした。その後作成した文書は、文書ファイルを明確に区別し、混同しないように管理を行い、適切な文書事務を行うこととした。

監査の結果及び意見	講じた措置等
(4) いじめ・不登校総合対策事業の実施<重点事業4 >	
ア スクールカウンセラー活用事業費	
① (結果)スクールカウンセラーの勤務実績に係る確認の強化について	
県は、スクールカウンセラーに適切な報酬額を支払うために、「非常勤講師等時間数実績整理簿」及び「臨時職員等支給調書」の記載内容について、計算の正確性の確認を改めて強化するとともに、勤務日及び勤務実績時間数の正確性・実在性についても確認する必要がある。 なお、正確性・実在性の具体的な確認方法としては、スクールカウンセラーの出勤簿等勤務実績がわかる書類との照合が考えられるが、教育事務所担当者の負担が大きい場合は、サンプルベースで確認を行うことも考えられる。	
① (結果)補助金に係る事業実施報告書の適切な調査について	
県の補助金等交付規則のとおり、県は補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査する必要がある。調査を実施するためには、事業の実施内容及び事業の成果を具体的に把握する必要があると考えられる。県は、事業実施の内容及	令和元年度の事業実施報告においては、報告書の記載をより具体的かつ適切に行うよう指導した。また、令和2年度からは、実施内容及び事業成果を適切に把握するため、報告書の様式を変更し、記入項目を明確に示すこととした。
び事業の成果を適切に把握するため、事業実施報告書の記載をより具体的かつ適切に行うよう市町村等を指導するとともに、事業の実施内容及び事業の成果を具体的に調査する必要がある。	【全庁的な取組】 令和2年度に財政課において、本結果の内容を 含め、福岡県財務規則に則った補助金事務の適正 な執行について、改めて文書にて注意喚起を行っ た。
(5) 電子黒板活用実証研究事業の実施	
ア 福岡県電子黒板活用実証研究費	
① (結果)予定価格設定の根拠資料の適切な作成・保 管について	
予定価格を適正に設定し、その根拠となる積算資料を適切に作成・保管しておくことは発注者である県の責務であると考えられる。 予定価格を設定するに当たっては、単純に参考見積りを利用するだけではなく、可能な限り取引の実例価格、需給の状況等も考慮し、その根拠資料を適切に作成・保管することが必要である。	予定価格設定時に参考とした見積書や、過去の 契約実績から積算した予定価格の算出方法につい ては、電子データだけではなく、契約書等と同様に 書面に事績として保管することで、適正に管理する こととした。 また、予定価格の設定時においても、参考とした 見積書の金額を利用するだけでなく、過去の契約 実績及び取引及び市場調査の上、予定価格を設 定することとした。

講じた措置等

② (意見)ICT 機器の賃貸借契約における賃借料と保 守費用の区分について

ICT 機器の賃借と保守は、それぞれ性質が異なるため、本来別々にコストを把握しておくべきものである。

賃借料と保守費の内訳が明確でないと、それぞれの金額の妥当性が確認できず、今後、同様の契約を締結する場合に設定する予定価格の参考にすることもできない。

ICT 機器を保守業務込みで調達する際は、調達・ 賃借に係る金額と保守業務に係る金額の内訳を区 分して契約締結することが望まれる。

契約締結時に各費用にかかる内訳書を受注者から徴し、各々の費用の把握に努め、今後の契約時における予定価格の設定時の参考にすることとした

しかし、ICT機器の調達・賃借に係る金額と、保守業務に係る金額の内訳を区分して契約する場合、どちらかの区分で入札が不落となった際、再度入札を実施しなければならない可能性があり、計画的な執行が行えないことが懸念されることから、契約締結時に契約にかかる各費用について内訳の把握はしているものの、金額の内訳を区分した契約は締結していない。

(6) 校務の情報化の推進

ア 県立学校情報化推進費

① (意見)情報セキュリティ監査結果に係る改善状況の確認について

県立学校等では、パソコンや校務支援システム等の情報システム内に、就学中の生徒の個人情報などが含まれており、情報セキュリティに関する対策は極めて重要である。

県による情報セキュリティの実地監査の指摘事項の中には、パスワードの未設定、ウイルス対策対応の確認漏れや個人情報の保管不備など、早急に改善を要する事項も含まれている。

これらの指摘事項の改善状況を適時に把握し、各所属に対して改善を促すことは、監督機関である県の重要な責務である。

県は、重要性の高い実地監査の指摘事項については、改善報告書の提出を義務付け、改善状況を確認することにより、監査対象の各所属への情報化セキュリティ対策の指導を徹底することが望まれる。

令和元年度の情報セキュリティ監査における現地 監査での重要性の高い指摘事項については、改善 報告書等の提出を義務付け、令和2年度中に改善 状況の確認を行うこととしている。

また、令和2年度以降の現地監査においても重要性の高い指摘事項については、改善報告書の提出を義務付け、翌年に改善状況の確認を行うこととした。

② (意見)情報セキュリティ監査における外部監査実施の検討について

県教育委員会が管理する情報システムには、県立学校全での教職員が利用し、就学中の生徒全員の個人情報を取り扱う「校務支援システム」等も含まれており、情報セキュリティに関する対策は極めて重要である。

県は、情報セキュリティの統括部署である知事部局の企画・地域振興部情報政策課による内部監査や、高度な専門知識を有する外部専門家による外部監査の実施を検討することが望まれる。

令和2年度以降、情報セキュリティの統括部署である知事部局の企画・地域振興部情報政策課による内部監査や、高度な専門知識を有する外部専門家による外部監査の実施の検討を行うこととする。

③ (意見)情報システムの賃貸借契約における賃借料と保守費用の区分について

情報システムの賃借と保守は、それぞれ性質が異なるため、本来別々にコストを把握しておくべきものである。

また、情報システムの保守業務は、システムを調達した業者以外に委託することが困難なことも多く、複数年にわたって同じ業者と契約が継続されるケースが多いため、保守費用は翌年度以降の予定価格の設定のためにも十分に検証される必要がある。

賃借料と保守費の内訳が不明であると、それぞれの金額の妥当性が確認できず、今後、同様の契約を締結する場合に設定する予定価格の参考にすることもできない。

情報システムを導入する際は、調達・賃借に係る 金額と保守業務に係る金額の内訳を区分して契約 締結することが望まれる。

講じた措置等

契約締結時に各費用にかかる内訳書を受注者から徴し、各々の費用の把握に努め、今後の契約時における予定価格の設定時の参考にすることとした。また、情報システムの契約更新時は、現契約の受注者以外からも同様の見積を徴することで、市場価格を把握し予定価格の設定についての検証を徹底することとした。

しかし、情報システムの調達・賃借に係る費用と保守に係る金額を区分して契約した場合、一方の契約が不落となり再度競争入札を実施しなければならない可能性があり、計画的な契約の執行が行えないことが懸念されることから、契約締結時に契約にかかる各費用について内訳の把握はしているものの、区分した契約は締結していない。

(7) 高等学校奨学金事業の実施

ア 奨学事業助成費

① (結果)補助金額算定方法の明確化及び補助金額 確定の適切性確保について

要綱上、その他の収入を控除する方法は規定されていないが、県費補助金の算定の明確化のため、要綱においてその取扱いを明確に規定する必要がある。

また、補助金申請時及び事業実績報告時において、補助金算定の対象となる補助対象経費の範囲が曖昧とならないように審査を徹底する必要がある。

特に、補助事業を実施する財団(福岡支所)の所在が、福岡県庁の高校教育課と同じフロアにある点に鑑みても、要綱上、補助対象経費の範囲や補助金の算定方法を明確にし、補助金額算定に係る曖昧さを排除する必要があると考えられる。

要綱を検討した結果、補助金額は補助対象経費に対して補助率10/10であるため、その他の収入を控除する必要はないという認識に至った。その他の収入は控除されたものではなく、予算の制約により補助金額が補助対象経費を下回っていたため、不足分を補うために充当された自主財源である。

補助金申請時及び事業実績報告時においては、 要綱に規定している補助対象経費に該当するか精 査の上、補助金算定を行う。

今後、福岡県教育文化奨学財団と十分協議の 上、要綱に限らず見直しが必要なものについて、適 宜その見直しについて検討した上で、補助金の適 正な執行に努めることとした。

【全庁的な取組】

令和2年度に財政課において、本結果の内容を 含め、福岡県財務規則に則った補助金事務の適正 な執行について、改めて文書にて注意喚起を行っ た。

監査の結果及び意見	講じた措置等
(8) 高等学校等就学支援金事業の実施	
ア 公立高等学校等就学支援金交付金	
① (意見)所管課による申請書類の現地確認結果に関するフォローアップの実施について	
財務課は、より適切な事務執行を担保するために、各学校が指摘事項に関して適切に対応しているかどうか、翌年度以降にフォローアップを実施することが望まれる。 特に認定額に誤りがあった場合には、本人から返金してもらい、県の会計に戻入する必要があるため、所管課として最終的な処理の確認まで行うことが望まれる。	令和元年度に実施した現地確認での指摘事項については、フォローアップを行い、事務処理が適切に完了しているか確認を行った。 令和2年度については、新たにチェックリストを作成の上、全校から提出させることとし、不備等があった場合は最終的な処理完了の確認まで行うこととした。
(9) 高校生等奨学給付金事業の実施	
① (結果)公立高校等奨学給付金の申請時における 代理受領の適用確認等について 保護者の意向を確認せず、「必ず提出するもの」と して、代理受領に関する委任状を提出させ、その 上で、学校側の判断で代理受領をするか否か決定 しており、福岡県高校生等奨学給付金(公立学校) 交付要綱第9条の趣旨に反している。 また、委任状の取扱いを厳密にしなければ、職員 は委任状が提出されていることを利用し、代理受領 を装って保護者に支給せず、「授業料以外の教育 に係る経費」に充てることなく横領する、といった不 正リスクも考えられる。 よって、保護者に対して代理受領に関する制度説 明を徹底したうえで、必要に応じて委任状を徴取す る必要がある。	代理受領制度の趣旨等について、改めて各学校に周知徹底を図り、保護者に対して代理受領に関する制度説明を徹底した上で、必要に応じて委任状を徴取するよう、指導を行うこととした。
② (意見)所管課による申請書類の現地確認結果に関するフォローアップの実施について 財務課は、より適切な事務執行を担保するために、各学校が指摘事項に関して適切に対応しているかどうか、翌年度以降にフォローアップを実施することが望まれる。 特に認定額に誤りがあった場合には、本人から返金してもらい、県の会計に戻入する必要があるため、所管課として最終的な処理の確認まで行うことが望まれる。	令和元年度に実施した現地確認での指摘事項については、フォローアップを行い、事務処理が適切に完了しているか確認を行った。 令和2年度については、新たにチェックリストを作成の上、全校から提出させることとし、不備等があった場合は最終的な処理完了の確認まで行うこととした。

監査の結果及び意見	講じた措置等
(10) 教職員のメンタルヘルス対策の充実	
ア 教職員等健康管理費	
① (結果)「こころの健康相談」事業に係る利用状況に応じた適切な支出について	
こころの相談事業を受嘱している2病院について、相談件数に大幅な乖離があるにもかかわらず、同額の報償費を支出しているのは適切とは言い難い。もっとも、いつでも相談できる体制を保持する必要性は認められるため、相談の有無にかかわらず月額一定の料金を支払うことの意義は認められる。しかしながら、実績として年に数件の相談件数しかないのであれば、小倉蒲生病院で実施する必要性に疑義があると言わざるを得ない。また、逆に年に数百件の相談を受ける九州中央病院については、月に2時間×4回の想定回数を大幅に超えて相談を受けており、相談件数に見合った報償費の支出となっていない。したがって、相談件数に見合った報償費の積算を行うとともに、相談件数が少ない場合にはその原因を分析し、増加方策や実施日、実施場所の見直しを検討すべきである。	過去の相談実績から、事業を九州中央病院へ集 約するよう事業体制の見直しの検討を行っている。 なお、報償費の支払いについては、相談体制の 保持のため、月額一定の料金を支払うが、その額に ついては、過去の相談件数及び相談に要する時間 数を基に、実態に見合った額となるよう検討を行っ ている。
② (結果)教職員カウンセリングサービスに係る委託 業者への予算資料の事前提供について	
仮に事業の「特殊性」があったとしても、単独見積 りによる随意契約の相手先に対して、次年度の見積 書策定の参考資料として事前に県の予算上の積算 資料(日数、単価、時間等)を提供することは、著し く公正性に欠けると言わざるを得ない。 また、県の予算上の積算資料を事前に一者のみ に提供することによって、他の民間事業者の参入の 余地が更に閉ざされることにもつながりかねない。 したがって、県は、単独見積りによる随意契約の 相手先に対して、次年度の見積書策定の参考資料 として事前に県の予算上の積算資料(日数、単価、 時間等)を提供することを控えるとともに、毎年度他 の民間事業者が参入可能かどうか検討する必要が	札参加資格者名簿の中から本事業の実施条件と照合する、②インターネットで検索し、本事業の実施条件と照合するという2つの方法で検討を行った。その結果、令和2年度については、本事業の「特殊性」を満たす他の民間事業者は見つからなかった。 今後、毎年度他の民間事業者による実施が可能

ある。

監査の結果及び意見	講じた措置等
(11) 教職員の働き方改革の推進<重点事業 10>	
ア 教員の働き方改革事業費	
① (意見)教職員の超過勤務時間の発生状況とそれに対する対応策について	
一般に超過勤務時間の過労死ラインは「80 時間」と言われており、それを大幅に超えている教職員が数か月にわたって、しかも複数名いる状況は、深刻であると言わざるを得ない。 例えば教職員の配置定数の見直しを含めた根本的な対策を実施することが望まれる。 現状では、原則として生徒数に応じた教職員の定数配置が行われているが、各学校の特色から生じる業務量の多寡も考慮したうえで、教職員の定数配置が行われることが望ましい。そのためには、各学校が、業務量に対して適切な教職員の定数が何名なのか定量的に把握したうえで、県が県全体のなかで調整・配分することが望まれる。	教職員の定数については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律により、学級数に応じて配置されるものであることから、業務量の多寡に応じて一定の配慮はしているが、抜本的に配置を見直すことは困難である。よって、学校管理職がリーダーシップを発揮し、適切な業務マネジメントを実施することで、校内での業務の平準化を図るとともに、平成30年3月に策定した「教職員の働き方改革取組指針」を令和2年3月に改定し、令和2年12月に福岡県立学校管理規則の改定において、教育職員の時間外在校等時間の上限を定めるなど、業務改善が推進されるよう働きかけを行い、各学校の実情に応じた取組を進めている。
(12) 「鍛ほめ福岡メソッド」総合推進事業の実施<重点事業 12>	
ア「鍛えよう、ほめよう」プロジェクト推進費	
① (意見)任意団体との特命随意契約に係る支出内容の確認について	
本事業は、委託契約により実施されているが、事業の特殊性、委託先が各推進校に設置された実行委員会であること等を踏まえ、県は、各実行委員会から提出を受けた収支決算書に係る経費支出の内容について、具体的な裏付けまで確認することが望ましい。	令和元年度から委託先を実行委員会から市町村に変更した。 支出に疑義が生じる場合等は必要に応じて支出 証拠書類等を確認し、支出内容の正確な把握に努 めることとした。
② (意見)事業自体に関する総括としての成果の検証について	
県は、各学校で行われた取組に係る成果の把握は行っており、かつ、本監査で資料等を査閲した限りにおいてプロジェクト推進校において成果が上がっていることは理解できる。しかし、県は、事業自体に関する総括としての成果の検証は行っていない。	令和2年度から分析協議会を設置し、科学的な分析・検証を実施している。 令和元年度から3年間の継続した実践に変更しており、今後も推進校に対して継続的な評価・検証を行うことで事業の充実に努める。
県は、本事業自体に関する総括として、県全体への認知度及び波及効果、事業実施に係る経費の妥当性及び教員の負担感等の観点から、成果の検証を行うことが望ましい。 また、県全体にとって望ましい成果が見込まれている場合は、本事業の推進に係る予算を増額してプロジェクト推進校を増やすこと等を検討することが望ましい。	

監査の結果及び意見 講じた措置等 (13) 特別支援学校医療的ケア体制整備事業の実施 ア 特別支援学校医療的ケア体制整備費 ① (意見)看護職員の任用期間の見直しについて 全国的に看護師の不足が問題視されており、取り 看護職員の労働環境の改善と人材を安定的に確 扱う医療的ケアの高度化も進む中、任用期間の設 保するため、任用期間の見直しを行い、令和2年度 定をシンプルにすることにより、各学校に配置されて から任用期間を通年とすることとした。 いる看護職員の満足度を高めることは、本事業の推 進にも好影響を与えることができると考えられる。 また、県及び学校にとっても、年に何度も任用手 続きを行う必要がなくなり、事務処理の効率化に繋 がると考えられる。 県は、現在細切れに設定している任用期間を1年 間通して任用期間とするシンプルな方法に見直す ことが望まれる。 (14) 未来を切り拓く人材育成事業の実施 ア 未来を切り拓く人材育成事業 ① (結果)事業実績報告に係る点検・確認の強化につ いて 当事業の実績報告には、アンケート結果が記入さ 「未来を切り拓く人材育成事業実施要項」や「未来 を切り拓く人材育成事業計画策定に当たっての留 れていないもの、支出額の積算根拠が明瞭でない ものがあり、県による事業実績報告の点検が適切に 意点」に則った実績報告書の提出を徹底することと 実施されていたとは言い難い状況が見受けられた。 した。 結果として、事業の取組の効果、事業の有効性が また、アンケート結果や支出内容などの実績報告 書の点検を十分に行い、事業の効果や有効性を確 確認できないことになる。また、支出項目の根拠が 明瞭でない状況で支出を行っていたことになる。 認することとした。 県として事業の取組の有効性や支出内容の経済 性かつ効率性を的確に把握するために、実績報告 書の十分な点検を行うことが必要である。 (15) 高校生みらい支援事業の実施 ア 高校生みらい支援事業費 ① (意見)進路支援コーディネーターの勤務日数制限 の見直しについて 県は、本事業の目的をより効果的に達成するた 配置校に対し、年間を見通した計画的な運用や め、進路支援コーディネーターの任用期間中の勤 適切な勤怠管理を行うよう、年2回実施する研修会 務日数制限を実情に応じて見直すことが望まれる。 を通して指導の徹底を図ることとした。 また、有給休暇は当然にその取得を促進すべきも のであり、県にとっても進路支援コーディネーターの 満足度を高めることができるため、実施事業の推進 にも好影響を与えることができるというメリットが考え られる。 県は、任用を行う各拠点校に対し、適切に勤怠管 理を行うように指導することが望まれる。

監査の結果及び意見	講じた措置等
(16) 県立社会教育施設の機能充実	
図書館業務委託事業費、青少年科学館整備費、青 ア 年の家整備費、少年自然の家整備費、社会教育総 合センター整備費、図書館整備費	
① (結果)見積り期間短縮の根拠の明示について 見積り期間の短縮は「やむを得ない事情」がある 場合に例外的に認められるものであり、見積り期間 を短縮する場合には、「やむを得ない事情」を明記 して、決裁を取る必要がある。県は、見積り期間に ついて、福岡県建設工事競争入札に関する基本要 綱に基づき見積り期間を確保するか、「やむを得な い事情」が存在する場合には、それを明記して決裁 を受けるべきである。 ② (意見)空調設備の老朽化による事故リスクの判定 の必要性について	見積期間について、福岡県建築工事競争入札に関する基本要綱の遵守を徹底し、「やむを得ない事情」が存在する場合は、起工の伺いにその旨明記し、事前に決裁を受けることとした。
県は、他の社会教育施設についても事故の発生リスクを調査することが望まれる。 また、壁中部の配管の腐食状況については、専門業者へ依頼したうえでリスクの調査を行うことが望まれる。特に海に近い施設は塩害により同様のリスクを抱えている可能性があるため、早急に対応することが望まれる。	令和2年度からすべての社会教育施設についても、従来の定期点検に加えて壁内部の配管部の腐食状況調査等、専門業者によるリスク調査を行うことについて検討を行っている。
(17) 福岡国際交流史発信事業の実施<重点事業 17>	
ア福岡国際交流史発信事業費	
① (意見)予定価格の適切な設定について 予定価格は、入札や随意契約において対象業者 の格付を決定する際の基準となるものであるが、 元々市場調査等を基に設定されるため、本来は実際の発注金額とさほど大きな乖離は生じない性格の ものであると考えられる。 本契約のように業者からの見積額が予定価格を大幅に下回る場合は、対象業者に事情聴取を執り行い、適切に業務を履行できるかどうかを審査し、委託業者を決定することが望まれる。一方で、本契約の場合は、予定価格はそもそも委託業者として決定した業者からの参考見積りを基に算定されており、 予定価格の決定方法が適当でなかった可能性も考えられる。今後は過去の類似する取引事例等も参考にしつつ、適正に予定価格を定めることが望まれる。	るとともに、類似事例を参考に適正に価格設定を 行っていく。 今後、本契約のように予定価格と契約金額に大幅な乖離が認められた際は、対象業者に事情聴取を行い、適正に業務を執り行えるか審査することとし

監査の結果及び意見	講じた措置等
(18) ジュニアアスリート育成強化事業の実施<重点事業 18>	
ア ジュニアアスリート育成強化費	
① (結果)補助金実績報告書における支出内容の明確な記載について	
実行委員会が、事業の終了後に県へ提出した事業実績報告書の添付書類には、補助対象経費の具体的な内訳は記載されていない。このため、県が支出した補助金が、適切な補助対象経費に充てられているか実績報告書からは判別できない。県によれば、実行委員会は体育スポーツ健康課内に設置されており、事業に関する支出の都度、県担当者が補助対象経費に該当するか内容を確認しており、問題はないと判断しているとのことである。しかし、具体的な支出内訳、内容の記載がないことから、補助対象経費について適切に内容が確認されているとの心証は得られず、また、同課内に実行委員会が設置されていることをもって、実績報告書を簡略的に作成して良い根拠にはならないと考えられる。 県は、実行委員会に対して、交付要綱に沿った使途が確認できるように、実績報告書について具体的な支出内容を明確に記載するよう作成を指導する必要がある。	また、県が支出した補助金が適切な補助対象経 費に充てられているか確認を行うこととした。
② (結果)委託契約に係る事業内容の適切な検査に ついて	
県体育協会が、事業の終了後に県へ提出した業務完了実績報告書では、補助金の使途が仕様書に沿った内容に実際に支出されたのか確認できなかった。また、県は、体育協会が仕様書に沿った内容について補助金支出を行っているか検査を行っていないとのことである。 本事業は委託事業であるが、受託者である県体育協会が実施する補助金支出の内容が極めて重要である。このため、仕様書に定められた事項が漏れなく正確に実施されたか検査する必要がある。よって、県は仕様書の内容に基づき、県体育協会に対して、実績報告書に事業の実施結果について具体的に記載することを求めるとともに、事業の実施結果を詳細に検査する必要がある。	令和元年度以降の実績報告書は、事業の実施結果について具体的に記載するよう指導していく。また、必要に応じて県スポーツ協会(旧県体育協会)での現地確認を行うなど、適切に事業が行われているか、より詳細に検査を行うこととした。